

第27号議案 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

目 次

1	条例改正の概要	P 2
(1)	改正理由	P 2
(2)	改正する条例	P 2
(3)	改正内容	P 2
(4)	施行期日	P 2
(5)	内閣府令の基準の主な改正内容	P 3～4
2	新旧対照表	P 5～7

福 祉 部

令和6年2月

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年1月25日内閣府令第5号）」が公布されたことに伴い、指定通所支援において「児童発達支援」及び「医療型児童発達支援」が「児童発達支援」に一元化されることから、本市の独自基準の対象事業に係る規定を整備するほか、所要の整備を行うため。

【医療型児童発達支援】

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するものに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。
※長崎市内で指定を受けている事業所は無い。

(2) 改正する条例

長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年長崎市条例第39号）

(3) 改正内容

長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例では、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「内閣府令」という。）の規定に準拠するのに加えて、本市独自の基準として、「暴力団員等の排除」、「地産地消」及び「服薬管理」を規定しているが、指定通所支援において「児童発達支援」及び「医療型児童発達支援」が「児童発達支援」に一元化されるのに伴い、本市の独自基準の対象事業に係る規定を整備するほか、所要の整備を行う。

(4) 施行期日

- ア 令和6年4月1日 ※「児童発達支援」の一元化に伴う改正規定
- イ 公布の日 ※所要の整備

(5) 内閣府令の基準の主な改正内容

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
1	全サービス	従うべき基準	管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。
2		参酌すべき基準	指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。
3		参酌すべき基準	障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならない。
4	保育所等訪問支援	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならない。 ・ おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
5	児童発達支援、放課後等デイサービス	参酌すべき基準	指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示す。

	サービス	従うべき基準 参酌すべき基準	改正内容
6	児童発達支援、 放課後等デイ サービス、居 宅訪問型児童 発達支援	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。 ・ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定・公表しなければならない。
7	児童発達支援、 放課後等デイ サービス、保 育所等訪問支 援	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。 ・ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的内容を定めなければならない。

2 新旧対照表

○長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年条例第39号）

【施行日：公布の日（第2条及び第4条の改正規定）、令和6年4月1日（第5条、第6条及び第7条の改正規定）】

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>府令</u>」という。）の定めるところによる。</p> <p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、<u>府令</u>に定める基準（<u>府令</u>の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>省令</u>」という。）の定めるところによる。</p> <p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、<u>省令</u>に定める基準（<u>省令</u>の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p>

改正後	改正前
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p> <p>(1) 共生型児童発達支援の事業</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援の事業</p> <p>[削る]</p> <p><u>(3)</u> 指定放課後等デイサービスの事業</p> <p><u>(4)</u> 共生型放課後等デイサービスの事業</p> <p><u>(5)</u> 基準該当放課後等デイサービスの事業</p> <p><u>(6)</u> 指定居宅訪問型児童発達支援の事業</p> <p><u>(7)</u> 指定保育所等訪問支援の事業</p> <p>(地産地消)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、前条第3項第1号の事業について準用する。</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p> <p>(1) 共生型児童発達支援の事業</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援の事業</p> <p><u>(3) 指定医療型児童発達支援の事業</u></p> <p><u>(4)</u> 指定放課後等デイサービスの事業</p> <p><u>(5)</u> 共生型放課後等デイサービスの事業</p> <p><u>(6)</u> 基準該当放課後等デイサービスの事業</p> <p><u>(7)</u> 指定居宅訪問型児童発達支援の事業</p> <p><u>(8)</u> 指定保育所等訪問支援の事業</p> <p>(地産地消)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、前条第3項第1号<u>及び第3号</u>の事業について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(服薬管理)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項第1号から第5号までに掲げる事業について準用する。</p>	<p>(服薬管理)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項各号(第7号及び第8号を除く。)に掲げる事業について準用する。</p>